

豊川市監査公表第 2 9 号

地方自治法第 1 9 9 条第 2 項及び第 4 項の規定に基づき監査を実施したので、
同条第 9 項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和 6 年 1 2 月 2 7 日

豊川市監査委員	井	田	哲	明
同	鈴	木	篤	男
同	柴	田	訓	成

別紙

定例監査（保育所）の結果に関する報告

1 監査の対象

（１）対象施設

御津西部保育園、御津南部保育園、御津北部保育園、
小坂井東保育園、小坂井中保育園

（２）所管部署

子ども健康部保育課

2 監査の範囲

令和５年４月１日～ 令和６年１０月３０日

3 監査の実施期間

令和６年８月１６日～ 令和６年１０月３０日

4 監査の方法

監査においては、あらかじめ説明資料等の提出を求め、関係諸帳簿及び書類等を照合、確認等するとともに、関係職員から聴取するなどの方法により実施した。

監査の項目としては、以下のとおりである。

(1) 一般項目

- ア 予算執行状況について
- イ 収入未済の取扱事務について
- ウ 備品等の管理に関する事務について
- エ 公金の取扱事務について
- オ 物品の購入事務について（出先直接購入分）
- カ 庶務その他事務について

5 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。

【御津西部保育園】

(1) 総括

監査の項目については、適正に執行されていると認められた。

【御津南部保育園】

(1) 総括

監査の項目については、適正に執行されていると認められた。

【御津北部保育課】

(1) 総括

監査の項目については、適正に執行されていると認められた。

【小坂井東保育園】

(1) 総括

監査の項目については、適正に執行されていると認められた。

【小坂井中保育園】

(1) 総括

監査の項目については、適正に執行されていると認められた。

【子ども健康部保育課】

(1) 総括

監査の項目については、適正に執行されていると認められた。